



ステップ1

**「参加申込書」を
ひいらぎの窓口へ提出**

参加申込書に必要事項を記入・捺印し、申込期間内にひいらぎに提出してください。
提出の際、お子さんの様子などの聞き取りを行います。

ステップ2

審査結果の通知

希望されたグループの結果の通知を郵送または手渡しでお渡しします。
※保留通知の方は空きが出来次第個別にお知らせいたします。

受給者証申請の手続き	<p>ステップ3 ～以下決定した方～</p> <p>受給者証取得 申請書類の配布</p>	市の障害福祉課で直接手続きすることもできます
	<p>ステップ4</p> <p>受給者証取得申請</p>	
	<p>ステップ5</p> <p>受給者証の送付</p>	

あらかじめ申請手続きの書類一式（計6枚）を取りに来ていただき、ご自宅で記入・捺印をしてきてください（継続利用の方も全員です）。

※受給者証の申請には、医師の診断書もしくは医師の意見書、障害者手帳のいずれかが必要となります。

受給者証の申請の手続きを行います。（年度ごとに必要です）
ひいらぎで手続きを行う方は指定された日時にお越しください。

障害福祉課より、ご自宅に「受給者証」が郵送されてきます。
受給者証が送付されましたら、ひいらぎに提出してください。
※他事業所をご利用で、すぐに受給者証が必要な方は、その日にお返ししますので、お申しつけください。

ステップ6

利用契約

ひいらぎをご利用いただくための利用契約をおこないます。
指定された契約日に、ひいらぎにお越しください。
※ひいらぎの児童発達支援事業を継続利用される方は開始日に契約をいたします。

ステップ7

グループ利用開始

ひいらぎのグループ利用を開始いたします。